

袋井市地域公共交通会議財務規程の制定について

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統国庫補助事業）に係る国からの補助金について、本市ではこれまで、補助金は運行事業者に交付されていましたが、補助制度と地域公共交通計画との連動化対応に伴い、本年度からの補助金は地域公共交通会議に交付されることとなります。

このことから、新たに「袋井市地域公共交通会議財務規程」を制定したいため、袋井市地域公共交通会議設置要綱第 10 条の規定に基づき、ご協議をお願いいたします。

1 規程名

「袋井市地域公共交通会議財務規程」

2 規程の内容

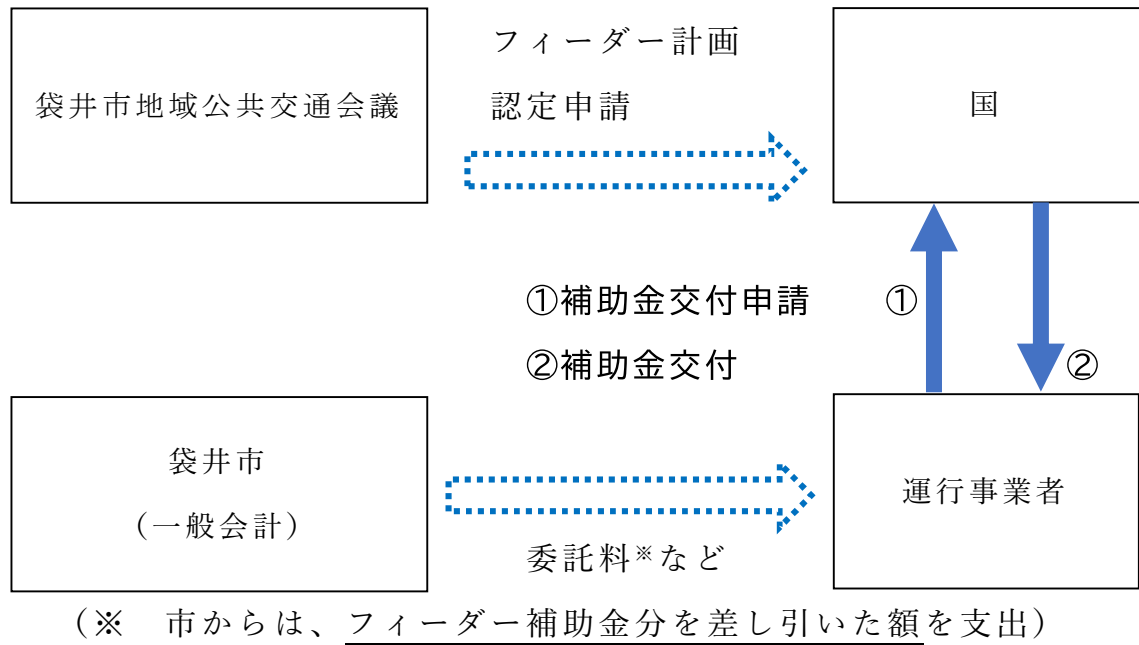
別紙規程案のとおり

3 規程の施行日（予定）

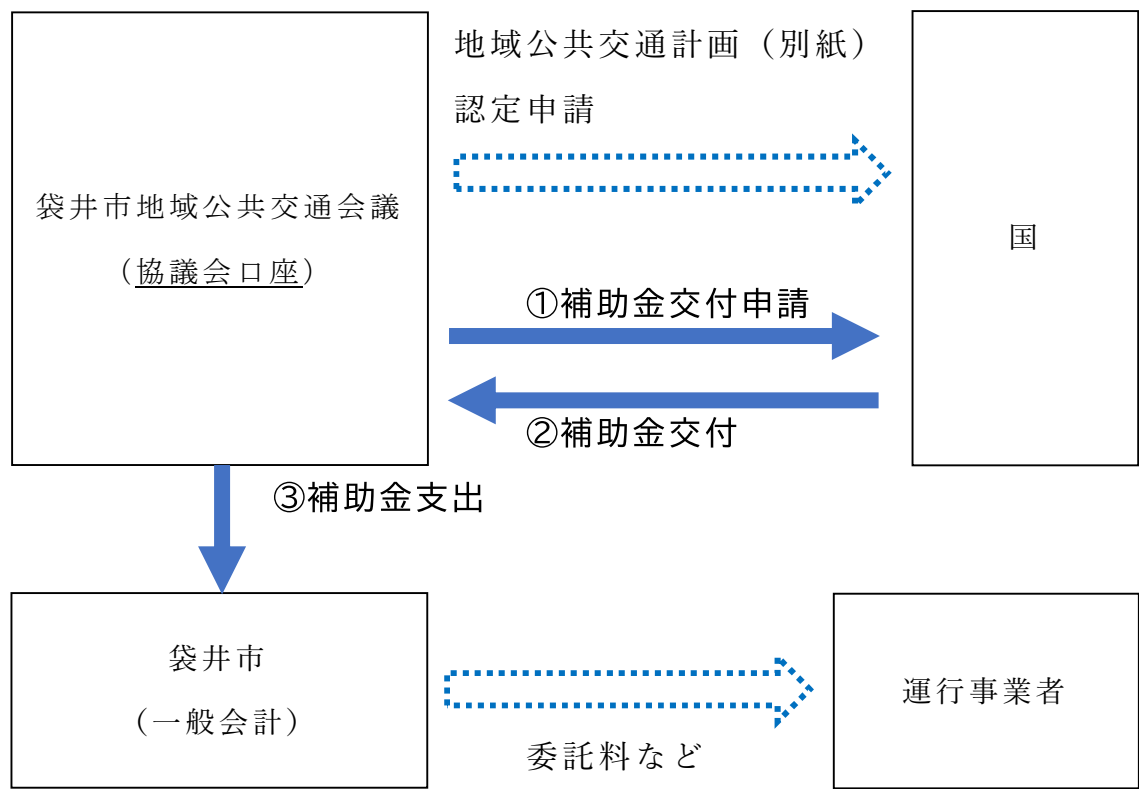
令和 6 年 8 月 20 日

地域内フィーダー系統国庫補助金の交付イメージ

1 令和5年度までの交付イメージ



2 令和6年度からの交付イメージ



袋井市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、袋井市地域公共交通会議設置要綱（平成19年袋井市告示第43号。以下「告示」という。）第10条の規定に基づき、袋井市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、袋井市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により予算の承認を得たときは、予算書の写しを速やかに袋井市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮り、その承認を得るものとする

2 前項の規定により補正予算の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第5条 会長は、交通会議の運営及び事務の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用し、又は予備費を充当することができる。

2 会長は前項の規定により歳出予算を流用し、又は予備費を充当したときは、交通会議の直近の会議において報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 前項の交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、袋井市の例により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、告示第5条第6項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の交通会議の承認を得たときは、決算書の写しを速やかに袋井市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年8月20日から施行する。

2 当財務規程を制定した年度においては、第2条第3項中「毎年4月1日」とあるのは、「令和6年8月20日」と読み替えるものとする。

別表 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費